

火山噴火緊急減災対策に関する検討会（第2回） 議事概要

1. 開催日時及び出席者

日 時：平成18年11月7日（火） 15時～17時

場 所：シェーンバッハ・サボー3階「穂高」

出席者：新谷委員長、荒牧副委員長、池谷委員、石川委員、石原委員、地頭菌委員、山田委員、池内委員、深山委員（代理田實委員）、金谷委員、矢部委員、中野委員、横田委員

2. 議事概要

（火山噴火対策の関係機関等との連携）

- ・ 本検討会と内閣府の検討会（「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」）の位置づけを明確にし、相互に連携を図るべき。
- ・ 対策実施のためのトリガーやハザードマップについては、両検討会の双方に共通の前提条件として位置づけられるべき。
- ・ 実際の噴火時には、関係省庁が行う対策を連携して実施する必要があるとともに、市町村の防災担当者に情報が迅速に伝わるようにすべき。
- ・ 情報伝達については、住民にどう伝わるかが大切である。
- ・ 火山噴火時の関係機関の連携上の課題を整理すれば、今後の噴火対策の問題解決につながる。

（火山噴火緊急減災対策の考え方）

- ・ 緊急対策については、守るべき保全対象の優先順位を予め考えておくことが必要。その結果、避難との関係も出てくる。
- ・ 緊急対策については、その効果や実施期間などを考慮して、通常行う対策工とは別の手法（除石工や仮設工等で）実施する必要がある。雲仙の経験から見れば、緊急対策としては除石工が特に効果的であった。
- ・ 基本対策の整備は重要だが、各時点での対策効果を示し、緊急減災のハード対策及びソフト対策と連動させる必要がある。また、各時点のハザードマップ整備も必要である。
- ・ 浅間山を例にすると、火山活動のレベル化について多くの人が関心をもっており、対策実施のトリガーとしてどのように用いるのかを議論する必要がある。
- ・ 噴火シナリオに合わせて対応すると決めつけるのではなく、実際の噴火状況に合わせて、緊急対策を臨機応変に実施する必要がある。
- ・ 火山によって活動状況が異なり、必ずしも想定どおりになるとは限らない。予知ができる場合とできない場合に分けて、どう備えるべきか考えたい。

(火山噴火緊急減災対策の内容)

- 火山山麓緩衝帯については、関係機関との連携がきわめて重要であることから、火山山麓緩衝帯の実現に向けて、関係機関との連携を強化すべきである。
- 富士山で火山山麓緩衝帯の検討をしているが、どの地域にどのような保全効果があるのか、またどの地域にどのような保全策が必要か検討する必要がある。
- 火山噴火時の切迫性を想定すると、緩衝帯として森林等が存在することが効果的といえるが、そのまま減災事業の対象地ととらえることにはならないのではないかと。それぞれの法規制には本来目的があるので、関係省庁でさらに検討していく必要がある。
- 火山防災ステーションについては、緊急時のみならず、平常時の役割について検討する必要がある。また、各火山に火山防災センターが出来ることを期待する。
- 火山監視・観測機器については、関係機関連携して、データの共有などを図りつつあり、観測体制の強化を図りたい。
- 光ケーブル網を活用して、行政機関内のイントラネット的なものを構築できないか。その結果、市町村まで関係機関の情報を伝えられることになる。

(火山噴火緊急減災対策ガイドライン(案))

- ガイドラインは、火山毎に砂防部局が火山噴火緊急減災対策計画を策定するにあたり、関係機関と連携して、その内容と方法を検討する必要があると規定している。目次案と初稿については各委員で読んで頂いてご意見をいただくこととする。